官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁七七）　一
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三八八）　一
○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件（厚生労働三八〇）　二
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一四〇）　三
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（国土交通一三〇〇）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一三〇一～一三〇三）　四
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
産業
日本産業規格　四
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（埼玉労働局最低賃金公示四、大阪同二）　四
除籍の一部が滅失した件（法務省告示配一六一）　四
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同一六二、一六三）　四
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同一六四）　四
〔公告〕
諸事項
官庁
特定保険募集人の所在の確知等、迫川上流土地改良区役員の就任関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他

法規的告示

○**金融庁告示第七十七号**

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項、第四十二条の二第二項及び第四十三条の二の三第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十六日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～六　略］ 七　ＣＩＴＩＣ証券株式会社 ［八～百十六　略］ ［条を削る。］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　ＣＬＳＡ証券株式会社 ［八～百十六　同上］ （高速取引行為者） **第三条**　金融商品取引法施行令第四十三条の二の三第二項の金融庁長官の指定する高速取引行為者は、Ｃｉｔａｄｅｌ　Ｓｅｃｕｒｉｔｉｅｓ（Ｈｏｎｇ　Ｋｏｎｇ）Ｌｉｍｉｔｅｄとする。 （権限） **第四条**　［同上］
（権限） **第三条**　［略］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

その他告示

○**総務省告示第三百八十八号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十六日　総務大臣　藤井比早之

一　名称　令和八年度豪州における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和八年十月二十七日から令和八年十一月二十日まで
三　派遣人数（概数）　七十人程度
四　派遣地域　オーストラリア連邦